



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年1月18日火曜日 第1625号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県消防功労者表彰規則の一部を改正する規則.....	53
<b>告 示</b>	
新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	53
字の区域の変更（ " ）.....	53
新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	53
字の区域の変更（ " ）.....	53
クリーニング業法による研修の指定.....	54
クリーニング業法による講習の指定.....	54
地域森林計画の公表.....	54
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	54
保安林の指定.....	55
河川敷地等の発生（2件）.....	55
開発行為に関する工事の完了.....	55

## 規 則

### ○愛媛県規則第3号

愛媛県消防功労者表彰規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県消防功労者表彰規則の一部を改正する規則

愛媛県消防功労者表彰規則（昭和26年愛媛県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

**第3条** 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、死亡の日にさかのぼって表彰する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市大字舌間2番耕地373の1並びに大字合田2094、2096の2、2140の1、2140の3から2140の5まで、2140の7から2140の12まで、2140の41、2140の46から2140の48まで、2141の4、2141の5及び2146の1の地先	1 218 .10

### ○愛媛県告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字合田	八幡浜市大字舌間2番耕地373の1並びに大字合田2094、2096の2、2140の1、2140の3から2140の5まで、2140の7から2140の12まで、2140の41、2140の46から2140の48まで、2141の4、2141の5及び2146の1の地先公有水面埋立地	1 218 .10

### ○愛媛県告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市大字栗野浦乙30の1、乙30の4から乙30の6まで、572の2、573の1及び573の4の地先	528 .89

### ○愛媛県告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字栗野浦	八幡浜市大字栗野浦乙30の1、乙30の4から乙30の6まで、572の2、573の1及び573の4の地先公有水面埋立地	528 .89

○愛媛県告示第94号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成17年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 研修の名称  
クリーニング師研修
- 2 主催者  
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成17年 2月27日（日）	松山市市坪西町551番地 愛媛県武道館

- 4 受講料  
5,000円

○愛媛県告示第95号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 3 の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成17年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 講習の名称  
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者  
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成17年 2月27日（日）	松山市市坪西町551番地 愛媛県武道館

- 4 受講料  
4,500円

○愛媛県告示第96号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成16年12月27日、東予地域森林計画を立てた。

東予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、西条地方局産業経済部林業課、四国中央林業課及び丹原林業課において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

林計画図は、今治地方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第97号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成17年 1月17日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森

○愛媛県告示第98号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成17年 1月17日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、松山地方局産業経済部久万林業課において公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成17年1月17日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び西予林業課において公衆の縦覧に供する。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成17年1月17日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において公衆の縦覧に供する。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

## 1(1) 保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字タニノラク丙45、字力石丁226の41、字ヤゲン谷丁435の3、字イノコ谷丁439の14、木地字ニノ郷己112の3、字上ミ成己710の1、己714、字茶センボ己731の1、字シヨロ己733、字ドロボヤシキ己735、字ユノ谷辛14の18

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2(1) 保安林の所在場所

東温市明河字海上第1号559の2

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第102号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 河川の名称

二級河川大谷川水系大谷川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年1月18日

## 3 廃川敷地等の位置

四国中央市中之庄町字大谷乙34番5及び乙35番4の各地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 10.07平方メートル

## ○愛媛県告示第103号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 河川の名称

二級河川大地川水系小川原川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年1月18日

## 3 廃川敷地等の位置

四国中央市豊岡町岡銅字牛小屋甲75番3地先から甲75番9地先まで及び同市豊岡町岡銅字シバツカ甲100番4地先の国有地地先から甲99番5地先まで

四国中央市豊岡町岡銅字牛小屋甲75番1地先

四国中央市豊岡町岡銅字野ノ木甲74番9地先及び同市豊岡町岡銅字シバツカ甲101番9地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 122.44平方メートル

## ○愛媛県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年1月18日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16四土(開)第11号 平成16年12月28日	四国中央市土居町津根2310番1、2317番1、2318番1、2319番1、 2319番4、2324番、2325番、2326番及び2326番地先農道	四国中央市土居町津根2304番地 アイム株式会社 代表取締役 石川 浩
16松局建(開)第15号 平成17年1月5日	東温市北方字中柴甲2803番3	松山市上野町甲774番地 雇用促進住宅3棟101号 野 中 康 志